

○ みやぎ登米農業協同組合同規約

制定 平成10年4月1日 改正 平成13年6月29日

改正 平成14年6月26日 改正 平成19年6月27日

改正 平成23年7月28日 改正 平成25年7月24日

改正 平成27年6月25日 改正 平成28年7月21日

第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この組合の運営及び業務の執行は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、その他別段の定めのあるもののほか、この規約の定めるところによる。

(改 廃)

**第2条** この規約の改廃は、総会の決議によりこれを行う。

(解 釈)

**第3条** この規約について疑義を生じたときは、その解釈は総会の決するところによる。ただし、緊急を要する事項については、理事会において決定し、次の総会でその承認を得るものとする。

(規程類)

**第4条** この組合の規程類の制定及び改廃並びにその体系は、別に定める規程類管理規程による。

第2章 総会及び総代会

第1節 総 会

(出席者の届け出)

**第5条** 組合員が総会に出席したときは、その旨を招集者に届け出なければならない。

② 代理人は、議場に入る際、代理権を証する書面を招集者に提出し、招集者はこれと引換えに代理権の証票をその代理人に交付するものとする。

(傍 聴)

**第6条** 傍聴を希望する者は、招集者の許可を受けて会場に入場することができる。ただし、招集者又は議長に退場を命じられた場合は、いつでも退場しなければならない。

(議席区分)

**第7条** 総会の議席は、正組合員（代理人出席を含む。以下同じ。）と准組合員を明瞭に区別しなければならない。

（退場者）

**第8条** 出席した正組合員が議事の終了前に退場しようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

- ② 前項の退場の場合において、以後の議決権を他の出席正組合員に代理して行わせることができる。
- ③ 前項の規定により議決権を代理する場合は、第5条第2項の規定を準用する。

（総会の開閉）

**第9条** 招集者は、正組合員の出席者が総会成立に必要な定数に達したとき、開催日現在の正組合員数及び出席人数並びに本人、代理人及び書面議決人の別を報告して、開会を宣する。

- ② 招集者は、やむを得ない事由があるときは、開会時刻を繰り下げることができる。ただし、遅滞なく、繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。
- ③ 総会の閉会は、招集者がこれを宣する。

（議長の選任）

**第10条** 招集者は、議長の選出方法を議場に諮り議長を選任する。

（議事の開閉）

**第11条** 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

- ② 議長は、議事の進行上必要と認めるときは休憩を宣することができる。

（議長の権限）

**第12条** 議長は、議事の進行を指揮するほか、総会の秩序を維持し、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員（議長の許可を得て発言を行う准組合員を含む。以下同じ。）の発言を不当に制限してはならない。

- ② 議長は、正組合員の資格を有しないことが判明した者又は議長の指示に従わない者若しくは総会の秩序を乱した者に対し、退場を命ずることができる。

（書記の任命）

**第13条** 議長は、議事の開始にあたり、書記若干名を指名するものとする。

- ② 書記は、議事の経過の記録、その他議長の指示する業務に従事する。

（議案の附議）

**第14条** 議長は、各議事に入るに当たり、当該議案を附議することを宣する。

- ② 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議案を附議する。ただし、議場に理由を述べて順序を変更することができる。
- ③ 議長は、必要に応じて複数の議案を一括して附議することができる。
- ④ 議事は、原則として提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順を経て確定する。

(議案の説明)

**第15条** 議長は、議案附議の宣言後、提案者に対し説明を求めるものとする。この場合において、提案者は、議長の許可を受けて補助者に説明させることができる。

(発言方法)

**第16条** 組合員は、議案についての説明後でなければ、当該議案に関して発言することができない。

- ② 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければ行うことができない。
- ③ 発言の順序は、議長が決定する。
- ④ 発言者は、初めに自己の氏名を告げ、質問、意見又は動議の別を明らかにしなければならない。

(発言の制限)

**第17条** 組合員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

- ② 議長は、必要と認めるとき、発言時間を制限することができる。
- ③ 議長は、発言が議案に関しないとき、重複するとき、その他議事を妨害又は混乱させるとき、発言者に対して注意を与え、制限又は中止を命ずることができる。

(質問)

**第18条** 組合員の理事に対する質問への回答は、組合長又はその指名した理事が行う。

- ② 組合員の監事に対する質問への回答は、代表監事又はその指名した監事が行う。
- ③ 理事又は監事は、議長の許可を受けて補助者に回答させることができる。
- ④ 理事又は監事は、質問が会議の目的事項に関しないとき、重複するとき、回答に調査を要するとき、その他正当な事由があるとき、回答を拒むことができる。

(動議)

**第19条** 招集者は、あらかじめ通知した議案のほか、緊急を要する事項について追加議案を提出することができる。

- ② 正組合員は、総会の前日までに、その50人以上の同意を得て、通知された提出議案以外に動議を書面をもって招集者に提出することができる。
- ③ 議長は、前2項の動議が提出されたとき、これを附議すべきかを議場に諮り、承認を得た場合にこれを追加議案として附議しなければならない。

(修正動議)

**第20条** 正組合員は、総会の前日までに、提出された議案につき修正動議を書面をもって招集者に提出することができる。

② 議長は、前項の動議が提出されたとき、これを附議すべきかを議場に諮り、承認を得た場合にこれを附議しなければならない。ただし、修正動議と提出議案を一括して審議することができる。

(緊急動議)

**第21条** 正組合員は、議事進行につき緊急動議を議長に提出できる。

② 議長は、議長の不信任又は総会の続行若しくは延期の動議が提出されたとき、その動議を附議すべきかを議場に諮らなければならない。

③ 前項以外の緊急動議が提出されたときは、その動議を附議すべきかは議長が決する。

(動議の却下)

**第22条** 議長は、動議が議事を妨害する手段として提出されたとき、権利の濫用に当たるとき、その他正当な事由がないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(審議の打ち切り)

**第23条** 議長は、議案についての質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問又は意見を述べようとする組合員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採 決)

**第24条** 議長は、議案ごとに採決しなければならない。

② 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案と最も異なるものから順次採決する。ただし、一括審議する場合は、原案を修正案に先立って採決することができる。

(採決の方法)

**第25条** 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとする。ただし、総会の特別決議事項を除き、過半数が議案に賛成であることを確認できるときは、議長はその方法を議場に諮り、その他の方法で採決することができる。

② 投票は、所定の用紙を用い、記名又は無記名で行う。

(代理者等の採決)

**第26条** 第5条第2項に規定する代理権証票の交付を受けた代理人が採決に加わる時は、その証票を提示しなければならない。

- ② 書面による議決権において、修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された書面は修正案に反対とし、原案に反対又は棄権の旨が記載された書面は、修正案に棄権としてそれぞれ取り扱う。
- ③ 緊急議案の採決については、代理人による議決権及び書面による議決権の行使を認めない。

(採決結果)

**第27条** 議長が採決を行ったときは、その結果を議場に報告し、その議案の決定を宣しなければならない。

(一事不再議)

**第28条** 否決された議案及び動議は同一総会に再び提出することができない。

(続行及び延期)

**第29条** 総会を続行及び延期する場合は、総会の決議によらなければならない。

- ② 議長は、招集者の同意を得て、総会の続行及び延期を議場に附議することができる。
- ③ 総会の続行及び延期が決議されたときは、議長は直ちに議事を閉じ、招集者は休会又は閉会を宣する。
- ④ 前項の決議において、議長は続行及び延期の日時及び場所を決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任する場合はこの限りでない。

(議事録)

**第30条** 議事録には、定款に定めるもののほか次の事項を記載しなければならない。

- 1 総会の種類
- 2 招集通知の年月日
- 3 正組合員数及び出席した正組合員数中の本人出席、代理人及び書面による議決権数
- 4 出席した准組合員の数
- 5 議長の選任経過
- 6 閉会の日時
- 7 その他議長の必要と認めた事項

## 第2節 総代会

(総代会)

**第31条** 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、「正組合員」又は「組合員」とあるのは「総代」と、第19条第2項の「50人」は「10人」と読み替えるものとする。

### 第3章 役員推薦会議

(推薦会議の設置及び終了)

**第32条** 定款附属書役員選任規程に定める役員推薦会議(以下「推薦会議」という。)は、役員選任のつどこれを設け、3年をもって終了する。

(役員候補者の推薦)

**第33条** 推薦会議においては、選任すべき役員の定数と同数の候補者を推薦決議するものとする。

② 前項の候補者は、別表で定める地区ごとの定数により理事又は監事の別に推薦するものとする。ただし、補欠選任の場合は、欠員について推薦する。

(推薦会議の運営)

**第34条** 推薦会議の運営に関することは、別に定める役員候補者推薦会議運営規則による。

② 前項の規則は、理事会において定める。

## 第4章 理事会、監事会及び委員会

### 第1節 理事会

(理事会の運営)

**第35条** 理事会の運営については、別に定める理事会運営規程による。

② 前項の規程は、理事会において定める。

(委員会の設置)

**第36条** 理事会は、この組合の運営及び業務の執行に必要と認めるとき、理事会の諮問機関として委員会を設けることができる。

② 前項の規定により設置する委員会の種類、任務、その他必要な事項は理事会において定める。

### 第2節 監事会

(監事監査)

**第37条** 監事監査の分担及び職務遂行について、監事監査規程を定める。

② 前項の規程は、監事全員の一致による決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(監事会、代表監事及び常勤監事)

**第38条** 監事監査に関わる重要事項を決定するため、監事会を設置する。

- ② 監事は、代表監事1名、常勤監事1名を互選する。
- ③ 代表監事は、監事会を召集し議長となる。

（監事会の運営）

**第39条** 監事会の運営については、別に定める監事会運営規則による。

- ② 前項の規則は、監事会において定める。

## 第5章 業務の執行及び会計

### 第1節 業務の執行

（事業）

**第40条** 事業に関する事項については、別に定める各事業規程による。

- ② 前項の規程は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に定めるほか、理事会において定める。

（職制）

**第41条** この組合の機構、業務分掌及び職務権限は、別に定める職制規程による。

- ② 前項の規程は、理事会において定める。

（前年度総会決議の準用）

**第42条** 事業計画の設定並びに理事及び監事の報酬については、その年度の総会議決を得るまでは、前年度の決議を準用するものとする。

（員外利用）

**第43条** この組合は定款の定めるところにより組合員以外の者に組合の施設を利用させるときは、手数料、その他の条件について組合員の場合と差を設けることができる。

- ② 前項の差の基準については、理事会において定める。

（事務引継）

**第44条** 理事の一部又は全部が変更したときは遅滞なく引継書を作成し、後任者又は組合に事務を引き継がなければならない。ただし、その全員が重任した場合はこの限りでない。

- ② 組合長又は常勤理事が変更した場合は、前項の規定を準用する。
- ③ 職員が異動した場合は、前項の規定を準用する。

### 第2節 会計

（会計経理）

**第45条** 会計経理に関する事項は、別に定める経理規程による。

② 前項の規程は、理事会において定める。

### 第3節 団体協約の締結

#### 第46条

（団体協約）

**第47条** 組合長は、定款の定めるところに従って組合員のために次の各号に掲げる事項につき、契約の相手方と対価、その他の条件を定める団体協約を締結することができる。

- 1 農業用地若しくは農業用水利施設の利用又は農業用地の上にある立木、芝草その他の物の採取に関すること
- 2 農作業の請負依頼、農業用機械器具の賃借若しくは修理又は役畜の賃借に関すること
- 3 農業用物資の購買に関すること
- 4 組合員の生産する物の販売又は加工に関すること
- 5 組合員の生産する物又は農業用物資の運送に関すること
- 6 その他組合員の経済的地位の改善のためにすること

② 前項の契約は、これを公告するものとする。

### 第6章 組 合 員

（組合員）

**第48条** 組合員に関する事項は、別に定める組合員規程による。

② 前項の規程は、理事会において定める。

### 第7章 役 員

（役 員）

**第49条** 役員に関する事項は、理事会又は監事会において別に定める。

### 第8章 職 員

（職員の区分）

**第50条** この組合に次の職員を置く。

- 1 事務職員
- 2 技術職員
- 3 有期契約職員



② 前項のほか、必要に応じて臨時職員及び嘱託を置くことができる。

（服 務）

**第51条** 職員の服務規律及び労働条件は、別に定める就業規則による。

② 前項の規則は、理事会において定める。ただし、その設定及び変更については、労働組合の意見を徴する。

③ 臨時に雇入れた職員及び嘱託の労働条件は、組合長が定める雇入通知書による。

（労働協約）

**第52条** この組合は、労働組合との間に労働協約を締結することができる。

## 第9章 その他定款の実施に関する事項

（公告場所）

**第53条** 公告の掲示場所は、主たる事務所及び従たる事務所の掲示場とする。

（事務取扱の時間）

**第54条** 組合員が行う組合に対する届出事務の取扱いは、平日の就業時間内とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

**附 則**

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

1. この規約第32条の変更は、平成13年6月29日から施行する。
2. この規約第38条の変更は、平成13年6月29日通常総代会で決定された定款の変更が行政庁の認可を受けた日から実施する。

**附 則**

1. この規約は、定款変更に係る行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
2. この規約別表中、学経理事の定数「3」及び理事合計の定数「30」とあるのは、平成14年度の決算期に関する通常総会が終了するときまでは、学経理事の定数「2」及び理事合計の定数「29」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規約の変更は、平成19年6月27日の通常総代会で決定された定款の変更が行政庁の認可を受けた日から施行する。

**附 則**

規約の変更につき、(1)女性理事の推薦については、定款の認可を受けた日から効力を生ずる。(2)実務精通理事への変更については、平成23年7月28日より効力を生ずる。

**附 則**

この規約の変更は、平成25年6月27日の通常総代会で決定された定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更が行政庁の認可を受けた日から効力を生じ、変更後の役員の定数は、現役員の任期満了に伴う次回改選時から適用する。

**附 則**

この規約の変更は、平成27年6月25日の通常総代会で決定された定款附属書役員選任規程の一部変更が行政庁の認可を受けた日から効力を生じ、変更後の推薦区域は、現役員の任期満了に伴う次回改選時から適用する。

**附 則**

この規約の変更は、平成28年6月29日の通常総代会で決定された定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更が行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

(別 表)

区域	人 数	
	理事	監事
迫 地 区	4	4
石 越 地 区	2	
豊 里 地 区	2	
米 山 地 区	4	
登 米 地 区	1	
中 田 地 区	5	
南 方 地 区	3	
東 和 地 区	2	
女性理事	2	—
実務精通理事 ・員外監事	3	1
合 計	28	5

(注) ただし、区域割りは女性理事・実務精通理事・員外監事を除く。